

藤沢市情報公開条例及び藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部改正について

藤沢市情報公開条例及び藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

2016年（平成28年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市情報公開条例及び藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

（藤沢市情報公開条例の一部改正）

第1条 藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に、「第26条」を「第27条」に、「第27条」を「第28条」に、「第28条・第29条」を「第29条・第30条」に、「第30条」を「第31条」に、「第31条―第33条」を「第32条―第34条」に、「第34条」を「第35条」に改める。

第16条第1項中「第29条第1号」を「第30条第1号」に改める。

「第3章 不服申立て」を「第3章 審査請求」に改める。

第18条中「昭和37年法律第160号」を「平成26年法律第68号」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に、「決定をしなければならない。」を「裁決をしなければならない。」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

第19条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を

「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第20条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「該当する決定」を「該当する裁決」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に、「承諾する旨の決定」を「承諾する旨の裁決」に改める。

第21条第1項中「第18条」を「第18条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第22条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第23条を次のように改める。

（意見の陳述）

第23条 審査会は、審査請求人等から申立てがあった場合には、当該申立てをした者に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査請求人又は参加人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、全ての審査請求人等を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、審査請求人等のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、諮問実施機関に対して質問を発することができる。

第34条を第35条とし、第8章中第33条を第34条とし、第32条を第

33条とし、第31条を第32条とする。

第7章中第30条を第31条とする。

第6章中第29条を第30条とし、第28条を第29条とする。

第5章中第27条を第28条とする。

第26条中「前5条」を「前6条」に改め、第4章中同条を第27条とする。

第25条中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を第26条とする。

第24条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条を第25条とし、第23条の次に次の1条を加える。

(意見書等の提出)

第24条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 審査会は、前項の規定により審査請求人等から意見書又は資料が提出された場合には、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

(藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第2条 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に、「第52条」を「第53条」に、「第53条」を「第54条」に、「第54条・第55条」を「第55条・第56条」に、「第56条―第58条」を「第57条―第59条」に、「第59条―第63条」を「第60条―第64条」に改める。

第8条第3項中「第53条第1項」を「第54条第1項」に改める。

「第4章 不服申立て」を「第4章 審査請求」に改める。

第44条中「昭和37年法律第160号」を「平成26年法律第68号」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に、「決定をしなければならない。」を「裁決をしなければならない。」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

第45条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第46条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「該当する決定」を「該当する裁決」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に、「承諾する旨の決定」を「承諾する旨の裁決」に改める。

第47条第1項中「第44条」を「第44条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第48条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第49条を次のように改める。

（意見の陳述）

第49条 審査会は、審査請求人等から申立てがあつた場合には、当該申立てをした者に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査請求人又は参加人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、全ての審査請求人等を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、保佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、審査請求人等のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、諮問実施機関に対して、質問を発することができる。

第63条を第64条とする。

第62条中「第59条又は第60条」を「第60条又は第61条」に改め、同条を第63条とする。

第61条を第62条とし、第60条を第61条とし、第59条を第60条とする。

第8章中第58条を59条とし、第57条を第58条とし、第56条を第57条とする。

第7章中第55条を第56条とし、第54条を第55条とする。

第6章中第53条を第54条とする。

第52条中「前5条」を「前6条」に改め、第5章中同条を第53条とする。

第51条中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を第52条とする。

第50条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条を第51条とし、第49条の次に次の1条を加える。

(意見書等の提出)

第50条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 審査会は、前項の規定により審査請求人等から意見書又は資料が提出された場合は、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、行政不服審査法の全部が改正されたことに伴い、これまでの不服申立てに係る調査審議体制を継続するとともに、所要の改正をする必要による。